

犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会 第2回  
（「犯罪被害者支援」の定義・枠組みについて）

<①「犯罪」について>

一定の犯罪の被害者であることを条件として、犯罪被害者支援の対象とするか。

【検討課題】

1 どのような範囲の「犯罪」を対象とすべきか

現行の日弁連犯罪被害者法律援助制度における対象犯罪とする。

生命、身体若しくは自由(性的自由を含む)に関する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害。交通事故被害者も含む。財産犯は原則対象外。

財産犯その他上記犯罪以外の犯罪であっても、それによって著しい精神的被害を受けた場合などは対象とする(例:暴力団員による恐喝事件や深夜一人歩きの女性を狙ったひったくり事件など、あるいはリベンジポルノによる名誉毀損等)。

2 対象となる「犯罪」を限定する根拠

財産犯は、その保護法益が個人の尊厳の根幹をなす生命・身体・自由ではないといえること

法テラスでの精通弁護士紹介実績をみると、財産犯はほとんどないこと

3 当該「犯罪」の被害者に、弁護士による犯罪被害者支援が必要となる根拠(ニーズ)

● ニーズを裏付けるデータがあるか

- ・法務省検討会で日弁連から提出したアンケート結果
- ・法テラス保有の精通弁護士紹介実績、国選被害者参加弁護士制度利用実績

4 「犯罪」の認定のあり方をどのように考えるか

弁護士が対象者を認定し、弁護士による支援の必要性及び相当性を判断する。

捜査機関による認定を前提とすると、生の被害事実と被疑罪名とで齟齬が生じたり、被害発生後、捜査機関による捜査開始前での被害者支援(被害届提出、告訴・告発の支援など)ができなくなる。

5 当該認定の妥当性を担保する方策についてどのように考えるか

一定の研修を経た弁護士名簿の作成

弁護士会や法テラスによる審査等

＜②「被害者」について＞

「被害者」やその親族であることを条件として、犯罪被害者支援の対象とするか。

【検討課題】

1 「被害者」の範囲をどのように考えるか、「被害者」以外にどのような範囲を対象とするか

被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹

配偶者には，内縁関係にあるものも含み，直系の親族には事実上親子関係と同様の関係にあった者も含む。

2 「被害者」・「被害者」以外の範囲を限定する根拠

資料2 2の解説

3 当該被害者等に，弁護士による犯罪被害者支援が必要となる根拠（ニーズ）

●ニーズを裏付けるデータがあるか

〈①「犯罪」について〉の検討課題3と同じ

4 「被害者」の認定の在り方をどのように考えるか

〈①「犯罪」について〉の検討課題4と同じ

5 当該認定の妥当性を担保する方策についてどのように考えるか

〈①「犯罪」について〉の検討課題5と同じ

### <③「支援」について>

被害者が求める限り、弁護士による「支援」を行うべきか。

#### 【検討課題】

#### 1 弁護士によって行うべき「支援」の始期をどのように考えるか

犯罪事件発生時とすべき

#### 2 「支援」の始期を上記のように特定する根拠

例えば捜査機関による事件認知時からとした場合、その情報の共有が難しいと考えられる。

また、捜査機関の事件認知の端緒となる被害届提出や告訴・告発支援は、被害者支援活動の中心的な活動の一つといえる。したがって、弁護士が犯罪事件発生の有無を判断するしかない。

加害者不明の事件でも、マスコミ対応等、犯罪発生直後から支援が必要なケースも多いことから、被疑者の逮捕時などにすることも不適切である。

重大事件ほど、犯罪発生直後に弁護士による支援が必要となる。そのようなときに加害者の逮捕や送致を待ってから支援を始めるわけにはいかない。

被害者支援は、生の事件の支援であり、事件発生時からの弁護士対応が必要であるところ、警察や検察によって特定された被疑事実などの枠組によると、それが困難となる。

#### 3 上記始期から、弁護士による支援が必要となる根拠（ニーズ）

##### ●ニーズを裏付けるデータがあるか

<①「犯罪」について>の検討課題3と同じ

#### 4 終期をどのように考えるか

原則として刑事事件手続の終了時とする。

ただし、被疑者の未検挙の場合、不起訴処分後の検察審査会申立の場合、更生保護段階での被害者等情報通知対応など、例外的に終了時を定める必要性がある。

#### 5 「支援」の終期を上記のように特定する根拠

終期は、客観的に明確な基準で定めるべきであり、原則として刑事事件手続終了時とすべきである。

もっとも、その基準によると不相当となる例外的な事例(上記4記載)については、別途定める必要がある。

#### 6 上記終期で、弁護士による支援が不要となる根拠（ニーズ）

##### ●ニーズを裏付けるデータがあるか

特になし。